

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人のB社における資格喪失日は平成6年12月21日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

3 申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D営業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年3月11日から同年4月11日まで  
② 平成6年12月20日から同年12月21日まで  
③ 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月にE社（現在は、A社）に入社し、平成22年9月にF社を退職するまでG社のグループ会社内を異動した。

申立期間①、②及び③についても人事異動により転勤したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、G社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社及びA社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継

続して勤務し（A社からH社（現在は、B社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記従業員名簿の申立人の異動歴欄には「S61年4月1日H」との記載が確認できるほか、A社は、「申立人の異動に際し、喪失の届出に誤りがあった。」と回答していることから、昭和61年4月11日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和61年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出た旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録、G社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社及びB社からの回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（平成6年12月21日にB社からC社D営業所に異動）していたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日の記録を平成6年12月21日に訂正することが必要である。

3 申立期間③について、雇用保険の記録、G社（本社）から提出された従業員名簿並びに同社及びC社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成9年4月1日にC社D営業所からG社（本社）に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を誤って届け出た旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者記録については、戦時加算該当船舶であるA社が所有するB船舶に乗船していた期間と認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から21年1月22日まで

私は、昭和19年7月8日にA社が所有するB船舶にC職としてD県から乗船し、21年1月\*日に触雷に遭い沈没するまで同船舶に乗船していた。

しかし、申立期間について戦時加算の記録が無いので、戦時加算該当期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

船員保険戦時加算該当船舶名簿から、申立人が乗船したとするA社が所有するB船舶は、申立期間を含む昭和18年12月20日から21年1月22日までの期間、戦時加算の該当船舶であることが確認できる。

また、申立人は、「昭和19年7月8日にD県からA社が所有するB船舶にC職として乗船した。戦後、B船舶はE国方面からの日本人引揚げに従事し、その引揚げ輸送中に触雷に遭い、21年1月\*日に沈没した。」としており、この主張はA社が発行した資料の記載内容と一致している上、申立人は沈没時の状況を具体的かつ詳細に述べていることから、一連の供述には信ぴょう性があり、申立期間においてB船舶に乗船していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人のB船舶を所有するA社における船員保険の被保険者資格の取得日は昭和19年7月8日、同資格の喪失日は21年7月1日と記録されており、当該期間のうち20年5月1日まで戦時加算該当期間として記録されているものの、船員保険被保険者台帳には、申立人に係る戦時加算記録及び資格喪失日は記載されていない上、申立人が名前を挙げた複数の元同僚に係る船員保険被保険者台帳を確認しても、同様に戦

時加算記録及び資格喪失日が記載されていないなど、申立期間当時、社会保険事務所では、記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社が所有するB船舶に乗船していたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。